

7 個人の事業税

(1) 第1種事業に関する調

(単位：人、千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
物品販売業	984	93	1,077	5,938,271	365,980	6,304,251	3,054,202	3,250,049
保険業	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭貸付業	-	-	-	-	-	-	-	-
物品貸付業	x	x	35	x	x	213,074	x	114,232
不動産貸付業	5,457	74	5,531	45,012,359	331,031	45,343,390	15,783,562	29,559,828
製造業	152	5	157	842,254	17,738	859,992	449,260	410,732
電気供給業	x	x	34	x	x	140,632	x	44,207
土石採取業	x	x	x	x	x	x	x	2,129
電気通信事業	x	x	x	x	x	x	x	1,796
運送業	289	22	311	1,271,456	93,918	1,365,374	880,396	484,978
運送取扱業	x	x	x	x	x	x	x	1,094
船舶ていけい場業	-	-	-	-	-	-	-	-
倉庫業	x	x	x	x	x	x	x	4,102
駐車場業	89	-	89	407,518	-	407,518	256,892	150,626
請負業	5,429	564	5,993	27,995,732	2,234,942	30,230,674	17,010,285	13,220,389
印刷業	x	x	4	x	x	13,935	x	2,335
出版業	x	x	x	x	x	x	x	7,177
写真業	48	3	51	242,885	11,948	254,833	140,651	114,182
席貸業	x	x	x	x	x	x	x	5,167
旅館業	20	-	20	103,161	-	103,161	58,000	45,161
料理店業	x	x	302	x	x	1,371,166	x	505,272
飲食店業	1,297	38	1,335	6,170,612	141,423	6,312,035	3,811,102	2,500,933
周旋業	x	x	67	x	x	443,182	x	251,540
代理業	131	10	141	810,149	34,825	844,974	403,827	441,147
仲立業	16	-	16	127,558	-	127,558	43,742	83,816
問屋業	x	x	16	x	x	78,389	x	31,989
両替業	-	-	-	-	-	-	-	-
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
演劇興行業	-	-	-	-	-	-	-	-
遊技場業	x	x	4	x	x	33,502	x	21,902
遊覧所業	-	-	-	-	-	-	-	-
商品取引業	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産売買業	4	-	4	15,417	-	15,417	11,600	3,817
広告業	50	5	55	453,767	13,469	467,236	149,352	317,884
興信所業	x	x	8	x	x	47,607	x	24,407
案内業	4	-	4	67,543	-	67,543	11,600	55,943
冠婚葬祭業	x	x	8	x	x	29,582	x	9,040
合計	14,448	825	15,273	91,833,439	3,292,535	95,125,974	43,460,100	51,665,874

(2) 第2種事業に関する調

(単位：人、千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
畜産業	x	x	6	x	x	43,748	17,400	26,348
水産業	x	x	22	x	x	272,957	61,625	211,332
薪炭製造業	x	x	1	x	x	3,533	2,900	633
合計	28	1	29	318,943	1,295	320,238	81,925	238,313

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人、千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	x	x	272	x	x	3,204,199	x	2,419,749
歯科医業	153	-	153	1,061,382	-	1,061,382	434,035	627,347
薬剤師業	5	-	5	18,524	-	18,524	13,534	4,990
あん摩等の事業	x	x	119	x	x	527,199	x	187,415
獣医業	x	x	61	x	x	647,648	x	471,956
装蹄士業	x	x	x	x	x	x	x	509
弁護士業	260	9	269	3,199,844	44,790	3,244,634	780,100	2,464,534
司法書士業	132	4	136	1,139,027	19,782	1,158,809	390,052	768,757
行政書士業	46	-	46	240,217	-	240,217	126,878	113,339
公証人業	11	-	11	131,930	-	131,930	26,343	105,587
弁理士業	7	-	7	75,511	-	75,511	20,300	55,211
税理士業	340	3	343	3,122,633	13,594	3,136,227	989,627	2,146,600
公認会計士業	49	-	49	476,488	-	476,488	140,650	335,838
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	120	-	120	849,230	-	849,230	347,275	501,955
コンサルタント業	233	3	236	1,291,964	13,684	1,305,648	658,305	647,343
設計監督者業	247	15	262	1,518,396	64,549	1,582,945	756,418	826,527
不動産鑑定業	x	x	13	x	x	73,908	x	36,208
デザイン業	133	12	145	640,854	50,985	691,839	415,184	276,655
諸芸師匠業	123	7	130	554,384	27,372	581,756	373,618	208,138
理容業	95	27	122	409,307	100,005	509,312	348,726	160,586
美容業	361	44	405	1,663,283	190,017	1,853,300	1,139,708	713,592
クリーニング業	x	x	8	x	x	35,407	x	12,207
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	51	5	56	224,538	21,337	245,875	161,675	84,200
測量士業	39	3	42	200,179	12,454	212,633	119,143	93,490
土地家屋調査士業	103	4	107	784,574	20,197	804,771	307,885	496,886
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	2,722
印刷製版業	x	x	x	x	x	x	x	403
合計	2,977	143	3,120	22,071,915	609,811	22,681,726	8,918,982	13,762,744

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち令和3年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人、千円)

区分	本県本店分					他県本店分	
	課税人員	課税標準額			計	課税人員	分割を受けた課税標準額
		当該県分	他の県分	計			
第1種事業	x	5,593	7,950	13,543	6	13,558	
第2種事業	-	-	-	-	x	272,131	
第3種事業	-	-	-	-	x	15,220	
計	x	5,593	7,950	13,543	10	300,909	

- (注) 1 この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち令和3年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 2 課税標準額は、事業主控除後の所得金額である。

(5) 事業専従者に関する調

(単位：人、千円)

区 分	青色申告				白色申告				計			
	納税者数 ①	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ②	専従者数 ③	給与額 ④	納税者数 ⑤	左のうち専従者控除を受けた納税者数 ⑥	専従者数 ⑦	控除額 ⑧	納税者数 (①+⑤)	左のうち専従者控除を受けた納税者数 (②+⑥)	専従者数 (③+⑦)	給与(控除)額 (④+⑧)
第1種事業	11,674	3,763	4,274	8,237,452	3,599	485	534	404,620	15,273	4,248	4,808	8,642,072
第2種事業	27	16	21	108,488	2	1	2	1,360	29	17	23	109,848
第3種事業(あん摩業等以外)	2,742	1,044	1,129	2,588,705	258	42	47	37,312	3,000	1,086	1,176	2,626,017
第3種事業(あん摩業等)	113	36	39	67,940	7	0	0	0	120	36	39	67,940
計	14,556	4,859	5,463	11,002,585	3,866	528	583	443,292	18,422	5,387	6,046	11,445,877

(注)

- この調は、当年度において課税したもの(減免により税額がなくなったものを除く。)のうち令和3年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種欄に記載した。
- 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(6) 減免に関する調

(単位：人、千円)

区 分	人 員	所得金額	減免額
第1種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第2種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
第3種事業	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-
計	天災による者	-	-
	公私の扶助を受ける者	-	-
	その他	-	-
	計	-	-

- (注) 1 この調は、当年度において減免したものについて作成した。ただし、「30工場誘致条例等による減免額に対する調」において、「低工法等に基づく基準財政収入額の控除の対象となる減免額」欄に記載されたものは除いてある。
- 2 「天災による者」及び「公私の扶助を受ける者」は、法第72条の62の規定に基づく減免について記載した。
- 3 「その他」は上記3以外のものを記載した。
- 4 「所得金額」は、減免を受けた者に係る事業主控除前の所得金額を記載した。したがって、たとえば所得金額290万円の者が軽減又は免除を受けた場合でも所得金額は290万円として記載した。
- 5 そのほか、(1)(2)(3)表の(注)に準じて記載した。

(7) 所得階層別に関する調

区 分		300万円以下		300万円超		310万円超		320万円超		330万円超		340万円超		
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	521	1,526,302	468	1,413,256	489	1,518,530	446	1,430,167	465	1,528,249	425	1,443,282	
	所得税失格者	55	162,613	66	199,172	44	138,654	51	164,548	49	163,988	55	185,890	
	計	576	1,688,915	534	1,612,428	533	1,657,184	497	1,594,715	514	1,692,237	480	1,629,172	
第2種事業	所得税課税者	-	-	-	-	-	-	1	3,284	-	-	2	6,879	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	1	3,284	-	-	2	6,879	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	98	287,145	82	242,256	93	289,569	64	206,411	74	245,411	70	235,921
		所得税失格者	7	20,558	5	15,284	9	27,892	5	16,197	10	33,664	8	27,689
		計	105	307,703	87	257,540	102	317,461	69	222,608	84	279,075	78	263,610
	あん摩業等	所得税課税者	11	32,552	9	25,216	3	9,427	6	19,439	7	23,473	9	28,045
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,474
小計	116	340,255	96	282,756	105	326,888	75	242,047	91	302,548	88	295,129		
合計	所得税課税者	630	1,845,999	559	1,680,728	585	1,817,526	517	1,659,301	546	1,797,133	506	1,714,127	
	所得税失格者	62	183,171	71	214,456	53	166,546	56	180,745	59	197,652	64	217,053	
	計	692	2,029,170	630	1,895,184	638	1,984,072	573	1,840,046	605	1,994,785	570	1,931,180	

区 分		350万円超		360万円超		370万円超		380万円超		390万円超		400万円超		
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	439	1,536,565	414	1,487,377	381	1,394,029	382	1,445,604	383	1,491,262	2,916	12,807,504	
	所得税失格者	38	132,530	37	132,338	33	123,957	28	107,828	42	165,730	206	915,282	
	計	477	1,669,095	451	1,619,715	414	1,517,986	410	1,553,432	425	1,656,992	3,122	13,722,786	
第2種事業	所得税課税者	1	3,533	1	3,638	-	-	-	-	-	-	3	14,106	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1	3,533	1	3,638	-	-	-	-	-	-	3	14,106	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	81	287,387	51	184,821	68	248,300	62	228,710	64	250,350	495	2,206,949
		所得税失格者	7	24,850	7	25,615	4	15,056	4	15,462	4	15,849	40	182,107
		計	88	312,237	58	210,436	72	263,356	66	244,172	68	266,199	535	2,389,056
	あん摩業等	所得税課税者	6	21,269	3	10,896	-	-	6	23,108	4	15,801	23	100,178
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4,111
小計	94	333,506	61	221,332	72	263,356	72	267,280	72	282,000	559	2,493,345		
合計	所得税課税者	527	1,848,754	469	1,686,732	449	1,642,329	450	1,697,422	451	1,757,413	3,437	15,128,737	
	所得税失格者	45	157,380	44	157,953	37	139,013	32	123,290	46	181,579	247	1,101,500	
	計	572	2,006,134	513	1,844,685	486	1,781,342	482	1,820,712	497	1,938,992	3,684	16,230,237	

区 分		500万円超		600万円超		700万円超		1,000万円超		合計		
		人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人 員	所得金額	
第1種事業	所得税課税者	1,859	9,971,266	1,220	7,749,212	1,886	15,068,068	1,754	30,022,766	14,448	91,833,439	
	所得税失格者	83	443,175	25	153,605	8	68,216	5	35,009	825	3,292,535	
	計	1,942	10,414,441	1,245	7,902,817	1,894	15,136,284	1,759	30,057,775	15,273	95,125,974	
第2種事業	所得税課税者	-	-	1	6,814	6	52,398	13	228,291	28	318,943	
	所得税失格者	1	1,295	-	-	-	-	-	-	1	1,295	
	計	1	1,295	1	6,814	6	52,398	13	228,291	29	320,238	
第3種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	332	1,781,593	275	1,740,038	385	3,113,830	565	10,000,201	2,859	21,548,892
		所得税失格者	21	112,969	7	46,544	3	22,490	-	-	141	602,226
		計	353	1,894,562	282	1,786,582	388	3,136,320	565	10,000,201	3,000	22,151,118
	あん摩業等	所得税課税者	17	88,871	4	25,745	6	47,616	4	51,387	118	523,023
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7,585
小計	370	1,983,433	286	1,812,327	394	3,183,936	569	10,051,588	3,120	22,681,726		
合計	所得税課税者	2,208	11,841,730	1,500	9,521,809	2,283	18,281,912	2,336	40,302,645	17,453	114,224,297	
	所得税失格者	105	557,439	32	200,149	11	90,706	5	35,009	969	3,903,641	
	計	2,313	12,399,169	1,532	9,721,958	2,294	18,372,618	2,341	40,337,654	18,422	118,127,938	

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち令和3年中の所得分について作成した。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいうが、中途開業業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実額を記載した。したがって、たとえば、営業期間2か月で所得51万円の者は「300万円超310万円以下」の欄に510千円として記載した。
- 第3種事業中「あん摩業等」とは、あん摩・マッサージ又ははり・きゅう業等、税率3%の適用を受ける業種をいう。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

○ 事務所別内訳

(単位：人、千円)

区 分		大 河 原		仙 台 南		仙 台 中 央		仙 台 北		
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第 1 種事業	所得税課税者	802	4,275,766	2,539	16,562,940	2,610	18,504,231	4,378	28,932,767	
	所得税失格者	56	208,491	153	626,879	82	347,150	205	817,122	
第 2 種事業	所得税課税者	4	35,491	1	1,289,340	-	-	1	8,410	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	134	880,338	481	3,257,384	582	5,223,283	1,059	8,102,107
		所得税失格者	4	14,362	24	97,606	23	100,353	55	240,763
	あん摩業等	所得税課税者	4	24,277	23	109,731	22	89,117	41	183,958
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	2	7,585
計	所得税課税者	944	5,215,872	3,044	21,219,395	3,214	23,816,631	5,479	37,227,242	
	所得税失格者	60	222,853	177	724,485	105	447,503	262	1,065,470	
	計	1,004	5,438,725	3,221	21,943,880	3,319	24,264,134	5,741	38,292,712	

区 分		塩 釜		北 部		栗 原		東 部		
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第 1 種事業	所得税課税者	1,204	7,133,309	1,045	5,908,372	272	1,525,274	936	5,320,054	
	所得税失格者	104	401,328	60	236,062	12	46,397	103	415,467	
第 2 種事業	所得税課税者	-	-	2	6,817	-	-	16	215,915	
	所得税失格者	-	-	-	-	-	-	1	1,295	
第 3 種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	147	893,262	155	1,153,110	51	335,166	147	1,158,312
		所得税失格者	13	51,242	5	24,774	2	13,119	7	30,358
	あん摩業等	所得税課税者	13	57,144	7	24,786	1	4,715	3	14,047
		所得税失格者	-	-	-	-	-	-	-	-
計	所得税課税者	1,364	8,083,715	1,209	7,093,085	324	1,865,155	1,102	6,708,328	
	所得税失格者	117	452,570	65	260,836	14	59,516	111	447,120	
	計	1,481	8,536,285	1,274	7,353,921	338	1,924,671	1,213	7,155,448	

区 分		登 米		気 仙 沼		県 計		
		人 員	所得金額	人 員	所得金額	人 員	所得金額	
第 1 種事業	所得税課税者	351	1,863,339	319	1,859,162	14,456	91,885,214	
	所得税失格者	28	107,521	22	86,118	825	3,292,535	
第 2 種事業	所得税課税者	1	4,973	4	47,337	29	1,608,283	
	所得税失格者	-	-	-	-	1	1,295	
第 3 種事業	あん摩業等以外	所得税課税者	56	379,592	50	419,318	2,862	21,801,872
		所得税失格者	4	14,610	4	15,039	141	602,226
	あん摩業等	所得税課税者	2	8,118	2	7,130	118	523,023
		所得税失格者	-	-	-	-	2	7,585
計	所得税課税者	410	2,256,022	375	2,332,947	17,465	115,818,392	
	所得税失格者	32	122,131	26	101,157	969	3,903,641	
	計	442	2,378,153	401	2,434,104	18,434	119,722,033	